



～国民年金保険料の免除期間・納付猶予期間がある方へ～
国民年金保険料の追納をおすすめします

国民年金保険料の免除（全額免除・一部免除・法定免除※）、納付猶予、学生納付特例を受けた期間があると、保険料を全額納めたときに比べ、老齢基礎年金の年金額が少なくなります。

そこで、将来受け取る老齢基礎年金の年金額を増やすために、10年以内であれば、これらの期間の保険料をさかのぼって納める（追納する）ことができます。

※障害年金を受けている期間や生活保護の生活扶助を受けている期間などは、本人からの届出により国民年金保険料が全額免除されます。これを法定免除といいます。

2022年3月31日までに追納する場合の保険料額 [月額]

期間	全額免除 法定免除 納付猶予 学生納付特例	一部免除		
		3/4免除	半額免除	1/4免除
平成23年4月～平成24年3月分	15,350円	11,510円	7,680円	3,830円
平成24年4月～平成25年3月分	15,200円	11,400円	7,600円	3,800円
平成25年4月～平成26年3月分	15,180円	11,380円	7,590円	3,790円
平成26年4月～平成27年3月分	15,330円	11,500円	7,660円	3,830円
平成27年4月～平成28年3月分	15,650円	11,740円	7,820円	3,920円
平成28年4月～平成29年3月分	16,310円	12,230円	8,150円	4,070円
平成29年4月～平成30年3月分	16,520円	12,390円	8,260円	4,130円
平成30年4月～平成31年3月分	16,360円	12,260円	8,180円	4,080円
平成31年4月～令和2年3月分	16,410円	12,310円	8,200円	4,100円
令和2年4月～令和3年3月分	16,540円	12,400円	8,270円	4,130円

- 免除などを受けた期間の翌年度から数えて3年度目以降に追納する場合は、当時の保険料額に一定の加算額が上乗せされます。なお、上記部分の保険料には、一定の加算額が含まれています。

<追納に関する注意事項>

- ①一部免除を受けた期間に、残りの納付すべき保険料を納付していない場合は、追納できません。（例えば、3/4免除の期間を追納する場合は、残りの1/4の保険料を納めている必要があります。）
- ②老齢基礎年金を受けられる方は、追納できません。
- ③追納は、免除などを受けた期間のうち、原則古い期間の保険料から納めることになります。
- ④追納するためには、申し込みが必要です。「国民年金保険料追納申込書」に必要事項を記載し、お近くの年金事務所へご提出ください。（郵送による提出も可能です。）

【お問合せ】 住民生活課 担当：金澤

村県民税(2期)、国民健康保険税(2期)、介護保険料(2期)の納期は、

8月31日(火)です。忘れずに納付しましょう！

※納期ごとの納付が困難な方は、分割による納付も可能です。
 お気軽に住民生活課税務係へご相談ください。